

# 第1回 輸出入申告データを活用した共同研究 に関する有識者会議

財務省

令和3（2021）年9月15日

# 有識者会議の役割

## 定義

- 財務省が設置し、その求めに応じ、合議により個票データ等の利用の諾否について財務省に対して意見を述べるとともに、個票データ等の利用者に対して、学術的な観点から意見を述べる有識者から構成される会議。(ガイドライン第2の9)

## 利用申出に対する審査等

- 審査方法、共同研究決定手続等への助言。(ガイドライン第6の1)
- 個票データ等の利用申出について、財務省の求めに応じて審査を実施し、その終了後に意見を取りまとめて財務省に提出する。(ガイドライン第6の1)
  - ・ データ利用目的及び分析手法、利用の必要性の評価
  - ・ 過去の実績等を勘案した研究内容の実現可能性の評価(ガイドライン第6の2)

## その他

- 申出書の記載事項に変更が生じた場合の審査。(ガイドライン第9の1(2))
- 不適切利用者の処分の適用にかかる助言。(ガイドライン第13の2、利用規約第14条)
  - ・ データ利用者がデータを紛失した場合の処分内容に関する意見
  - ・ データ利用者が不適切な取り扱いをした場合の処分内容に関する意見(利用規約別表)

# 検討事項

1. ガイドライン及び利用規約

2. 共同研究選定にあたっての審査基準

3. 公募を行う研究テーマ案

4. 共同研究に使用できる輸出入申告データ

5. 今後のスケジュール

# 1. ガイドライン及び利用規約

# ガイドライン・利用規約の概要①

## 個票データ等の利用に際しての基本原則

### 【財務省の行政目的に沿った利用】(ガイドライン第3の1(1))

個票データ等の利用目的が、財務省の所掌に係る政策その他の内外財政経済に関する基礎的又は総合的な統計的研究であること。

### 【研究結果の公表における配慮】(ガイドライン第3の1(2))

利用者は、個票データ等が秘密の保護が強く求められるものであることを認識し、適切な税関行政の執行への影響に十分留意する必要があることを踏まえ、適切に取り扱う必要がある。研究等の成果の公表に当たっては、第三者による個別の輸出入業者等の識別や個票データから得られる情報の取得が可能とならないように十分配慮し、当該情報を明らかにしないこととする。

### 【共同研究方式】(ガイドライン第3の1(3))

財務総合政策研究所職員と共同で研究を実施する者を公募して共同研究を実施する。個票データの利用者は、既に財務総合政策研究所職員に任用されている場合を除き、財務総合政策研究所の客員研究官に任用する。

### 【秘密保護及び適正管理の確保】(ガイドライン第3の2)

個票データ等の適正管理措置については、ガイドライン、利用規約及び財務総合政策研究所の定めに従うものとする。また、個票データの利用は、財務総合政策研究所の施設内で、財務総合政策研究所が提供する端末においてのみ可能とする。財務総合的研究所が提供する端末以外の、別の記憶装置への複写及び保存は認めない。

# ガイドライン・利用規約の概要②

## 個票データ等の利用期間

個票データ等の利用期間は、原則として2年間を上限とし、必要な最小限の期間に限り、利用を承諾することができる。(ガイドライン第4)

やむを得ない理由により利用期間の延長を希望する場合、財務省は、最長1年間を上限として、原則1回に限り延長を認めることができる。なお、研究等の成果を公表するための審査を行う過程で再度個票データ等を分析する必要がある場合、その他財務省が必要と認める場合は、上記規定に関わらず、財務省は利用期間の延長を認めることができる。(ガイドライン第9の3)

## 利用申出手続

個票データ等の利用は契約に基づくものであり、行政不服審査法の対象外である。また、有識者会議における審査は、原則非公開で行われる。(ガイドライン第5の1)

## 個票データ等利用申出に関する審査・決定について

個票データ等の利用申出に係る審査は、申出者が提出する書類及びガイドライン規定の審査基準に基づき、有識者会議に助言を求めた上で、財務省において行う。有識者会議は、財務省の求めに応じて審査を実施し、その終了後に意見を取りまとめて財務省に提出する。(ガイドライン第6の1)

## 2. 共同研究選定にあたっての審査基準

# ガイドライン規定の審査基準

## ● 利用目的及び分析手法(ガイドライン第6の2(1))

- ①研究内容が公募している研究テーマに適合し、かつ財務省の所掌に係る政策その他の内外経済に関する基礎的又は総合的な統計的研究であること。
- ②研究等の成果の公表において、個別の輸出入業者等の識別や個票データから得られる情報の取得が可能とならないように加工を行うことを了承していること。
- ③データの分析目的及び方法が、個別の輸出入業者等を識別するものではないこと。

## ● 利用の必要性(ガイドライン第6の2(2))

- ①個票データ等から分析を行う事項が、研究等の内容から判断して必要最小限であること。
- ②個票データ等の利用に合理性があり、他の情報では研究等の目的の達成が困難であること。
- ③個票データ等の利用期間と研究等の計画・公表時期が整合的であること。

## ● 過去の実績等(ガイドライン第6の2(3))

申出内容が、申出者の過去の研究等の実績を勘案して、実行可能であること。

## ● 研究成果等の公表(ガイドライン第6の2(4))

学術論文等の形で研究等の成果が公表される予定であり、その公表予定日が申出書に記載され、当該予定日が利用期間と比較して、整合的であること。また、公表される内容が適切であること。



### 3. 公募を行う研究テーマ案

# 公募を行う研究テーマ案

○公募にあたっては、国際貿易に関する研究分野と、その他マクロ経済及び国際金融等に関する研究分野の二つの区分を設ける。

## 【公表形式】

### • 募集テーマ

- ① 国際貿易に関する研究(関税及び企業行動に関する分析を含む) 1～2件程度
- ② その他マクロ経済及び国際金融等に関する研究 1～2件程度

### • 共同研究の選定・実施手続きと今後のスケジュール

申請いただいた研究計画については、ガイドライン記載の審査基準を満たすことを確認したうえで、「輸出入申告データを活用した共同研究に関する有識者会議」の意見を踏まえ、財務省において、第1回の共同研究期間(令和4年春から2年間を想定)に実施する共同研究を決定し、令和4年2月を目途に結果を書面にて代表者に通知いたします。

# 4. 共同研究に使用できる輸出入申告 データ

# 共同研究に使用する輸出入申告データのイメージ

- 税関のシステムに蓄積された個々の輸出入申告をデータベース化して共同研究に使用。

## 共同研究に使用するデータのイメージ (輸入申告の例)

輸入申告番号	申告申請年月日	仕出人名	輸出入者番号	輸出入者英字名	NACCS品目コード	インボイス価格	インボイス通貨コード	運賃	関税課税標準額	関税額	関税課税標準数量	関税課税標準単位
12345678900	2014/01/01	SOY SAUCE INTERNATIONAL LTD	1234567890123-9000	ZAIMUSOKEN CO., LTD	2103100005	200,000	JPY	50,000	250,000	18,000	2,000	KG
23456789010	2016/05/15	KAWARA S.A.	2345678901234-0000	KANZEIKYOKU CO., LTD	6905100005	2,000	USD	500	273,750	5,475		5MT
34567890120	2020/12/31	BALL LLP	3456789012345-0000	SMARTZEIKAN LLC	9506320003	2,000	EUR	500	324,550	0	2,500	NO

(注) 上記輸入申告データイメージは財務省において作成した架空のもの。仕出人や輸出入者は実在しない。

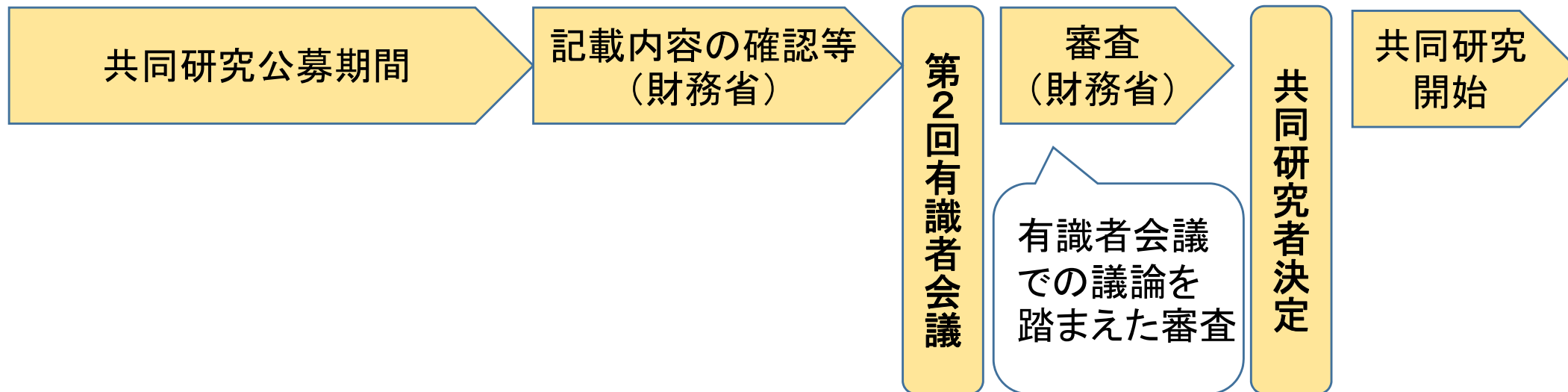
## 5. 今後のスケジュール

# 今後のスケジュールについて

○第2回有識者会議(令和4年1月頃):応募された研究計画の審査。

## スケジュール(案)

令和3年			令和4年	
10月	11月	12月	1月	2月



※なお、第2回公募については、令和4年6月頃の実施を予定。